

契 約 書



(総則)

- 第1条 甲及び乙は、この契約書（仕様書及び質問回答書を含む。以下同じ。）に基づき、日本国の法令を遵守し、この契約を誠実に履行しなければならない。
- 2 乙は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもってこの契約に基づく業務（以下「業務」という。）を行わなければならない。
- 3 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承認及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 7 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約金額の内訳等)

第2条 契約金額の内訳は、次のとおりとする。

月額 金 円  
(消費税及び地方消費税を含む。)

(月額内訳)

別紙契約代金内訳書のとおりとする

(年度別内訳)

平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

年度額 金 円  
(消費税及び地方消費税を含む。)

平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）

年度額 金 円  
(消費税及び地方消費税を含む。)

平成31年度（平成31年4月1日から平成32年3月31日まで）

年度額 金 円  
(消費税及び地方消費税を含む。)

- 2 月額の契約金額は、前項に定める月額の金額とする。ただし、履行期間に1か月未満の端数が生じたときは、月額の契約金額は、日割計算によって算定するものとする。（1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。）

3 第1項の月額契約金額は、発行する請求書の対象期間締切日に適用される消費税法に規定された税率によって算出するものとする。

4 契約保証金（次条）、遅滞料（第17条）及び違約金（第20条及び第20条の2）を算定する場合の契約金額の年額相当額は、金 円とする。

（契約の保証）

第3条 乙は、この契約の締結と同時に、契約金額の年額相当額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

(1) 国債又は地方債。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額による。

(2) 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。

(3) 銀行又は発注者が確実に認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において提供される担保の価値は、小切手金額による。

(4) 銀行又は発注者が確実に認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において提供される担保の価値は、手形金額による。

(5) 銀行又は発注者が確実に認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において提供される担保の価値は、当該債権の証書に記載された債権金額による。

(6) 銀行又は発注者が確実に認める金融機関の保証。この場合において提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(1) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

(2) 過去2年間に国または地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき

- 3 前項第1号の場合においては、乙は、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。
- 4 契約金額の変更があった場合においては、契約保証金の額が変更後の契約金額の年額相当額の100分の5に相当する額に達するまで、甲は、契約保証金の増額を請求することができ、乙は、契約保証金の減額を請求することができる。
- 5 乙は、この契約により受託した業務（以下「業務」という。）の履行及び自己の責めに帰すべき理由により生じた金銭債務の支払いを保証するため、相当の能力と資力を有する者1名を連帯保証人として立てなければならない。
- 6 連帯保証人は、乙と連携して、業務の履行及び金銭債務の支払いの責めを負うものとする。

（権利義務譲渡の禁止）

第4条 乙は、この契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

（再委託等の禁止）

第5条 乙は、業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面により承諾を得て業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、この限りではない。

（法令上の責任等）

第6条 乙は、業務総括責任者（以下「総括責任者」という。）及び第9条第3項に規定する業務責任者（以下「業務責任者」という。）並びに業務に従事する作業員（以下「作業員」という。）の使用者として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第117号）その他関係法令を遵守するとともに、これらの法令に伴い発生した財産上、法令上のすべての問題について責任を負うものとする。

（秘密を守る義務）

第7条 乙並びに総括責任者及び業務責任者並びに作業員（以下「総括責任者等」という。）は、業務の遂行上知り得た甲の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了し又は解除された後においても、同様とする。

（善管注意義務）

第8条 乙は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもってこれをなすべき責めを負う。

（人権啓発研修）

第9条 乙は、総括責任者等が基本的人権について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権啓発に係る研修を行うものとする。

(作業員等の指揮監督)

第10条 乙は、自己の責任において総括責任者等を指揮監督しなければならない。

2 乙は、自己に代わって第1条第7号に規定する業務仕様（以下「業務仕様」という。）に基づく総括責任者並びに各業務（以下「各業務」という。）に業務責任者を設置し、その氏名その他必要な事項を書面により甲に届け出なければならない。当該総括責任者及び業務責任者を変更した場合も同様とする。

3 甲は、前項の規定により設置した総括責任者及び業務責任者又は作業員が、前項の指揮監督又は作業の実施につき不相当であると認めたときは、乙に対し、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとることを求めることができるものとする。

4 乙は、前項の規定による求めがあったときは、速やかにこれに係る事項について決定し、その結果について、当該求めを受けた日から10日以内に、甲に回答しなければならない。

(作業員の届出等)

第11条 乙は、作業員の氏名、その他の必要な事項を甲に通知するものとする。

また、その者に変更があった場合も同様とする。

(臨機の措置等)

第12条 甲は、業務の実施に関し必要と認めたときは、乙に対し所要の措置をとることを求めることができるものとする。

2 乙は、業務の実施上、臨機の措置を要すると認めたときは、所要の臨機の措置をとらなければならない。

3 前2項に規定する場合において、乙は、そのとった措置について、遅滞なく甲に報告しなければならない。

4 第1項及び第2項に規定する措置に要した経費のうち、甲が契約金額に含めることが不相当と認めた部分の経費については、これを甲が負担するものとする。

(作業報告及び検査等)

第13条 乙は、毎日業務終了後、その日に実施した作業の内容を所定の業務日誌に記録し、これを甲に報告の上、甲の検査を受けなければならない。

2 乙は、前項の検査に合格しなかったときは、不合格となった作業を直ちに実施した上で、再度前項の検査を受けなければならない。

(経費の負担)

第14条 履行場所において、乙が作業を実施するために直接使用する電力及び水道にかかる料金については、これを甲が負担する。

乙は、作業を実施するに当たって、これらを極力節約し、効率的に使用しなければならない。

- 2 前項以外のものについては、別表により区分負担するものとする。
- 3 乙の総括責任者等の控室及び付属施設については、甲が用意するものとし、その場所は、甲が別に指定する。

(損害賠償)

第15条 乙は、業務の実施に関し、自己又は総括責任者等の故意又は過失により、甲又は第三者に対して損害を与えたときは、直ちに甲に報告し、かつ、甲又は第三者に対し、その損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他の自己の責めに帰することのできない事由により生じた損害についてはこの限りでない。

- 2 前項本文に規定する損害のうち、第三者に対する損害の発生に際し、甲にも過失が認められる場合においては、甲乙共同してその損害を賠償するものとし、その賠償に要する経費の負担割合は、甲乙協議してこれを定めるものとする。

(契約金の支払方法)

第16条 乙は、毎月第13条の規定による甲の検査に合格した業務に係る契約金額（以下「契約金額」という。）について、第2条に記載する月額（以下「契約代金」という。）の支払いを、当該業務を実施した月の翌月に甲に対し請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、乙からの適法な請求書を受理した日から30日以内に契約代金を乙に支払わなければならない。
- 3 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、前項の規定による支払いが遅れたときは、当該未払額につき前項に規定する支払期限の日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

(履行遅滞等)

第17条 乙は、警備業務を除く業務の全部又は一部を甲が指定した日に実施することができないことが明らかになったときは、甲に対し、遅滞無くその理由を付した書面により申し出なければならない。

- 2 乙は、警備業務の一部が不履行となる事態が発生し、又は発生する恐れがあると判断したときは、速やかに甲に通知するとともに、代替警備員の派遣等、適切な措置を講じなければならない。
- 3 甲は、第1項の規定による申出があった場合において、当該申出に係る業務が毎日実施すべきものでなく、かつ、自己の業務等に支障がないと認められるときは、乙と協議の上、決定するものとする。又、当該業務を実施することが出来ない理由が乙の責めに帰すべきものであるときは、当該業務に係る契約金額の年額相当額につき、甲が当初指定した日の翌日から変更後の実施日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算して得た額の遅滞料を乙に請求することができるものとする。

4 甲は、前項に規定する遅滞料の額が、契約代金に満たないときは、前条第2項の規定による契約金の支払いの際、契約代金からこれを控除することができるものとする。

5 甲は、第3項の規定による作業の実施日の変更ができないときは、当該業務について次条の規定により処理することができるものとする。

(一部不履行等)

第18条 業務の一部が不履行(第13条の規定による検査に合格しないままとなった場合及び前条第5項に規定する場合を含む。以下に同じ。)に終わったときは、契約代金から当該不履行となった業務に係る契約金相当額を除外するものとする。

2 甲は、前項の不履行となった理由が乙の責めに帰するときは、不履行となった作業に係る契約金相当額の100分の5に相当する額を違約金として、乙に請求することができるものとする。

(連帯保証人の責務等)

第19条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、連帯保証人に対して、業務を履行すべきことを請求することができる。

(1) 乙が正当な理由がないにも関わらず、業務を開始すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 乙が業務を継続する見込みがないと甲が認めるとき。

(3) 乙の業務の遂行が著しく不誠実又は乙がこの契約を誠実に履行する意思がないと甲が認めるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、乙がこの契約に違反し、その違反により、契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 連帯保証人は、甲から前項による請求があったときは、乙に代わり、誠実に業務を履行しなければならない。また、この場合において、この契約に規定する乙の権利及び義務は、第4条の規定にかかわらず、前項の規定する請求と同時に連帯保証人に移転するものとする。ただし、当該請求前にこの契約により生じた乙の金銭債務及び損害賠償義務並びに乙が履行済みの業務に係る債権については、なお従前のおりとする。

(甲の契約解除権等)

第20条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対し書面をもって通告することにより、この契約を解除することができる。

(1) 乙が自己の責めに帰する理由により、業務の全部又は一部を履行しないとき。

(2) 乙の業務の遂行が著しく不誠実又は乙がこの契約を誠実に履行する意思がないと甲が認めたとき。

(3) 乙が業務を継続する見込みがないと甲が認めたとき。

(4) 乙が警備業法第4条に規定する認定を取り消されたとき又はその効力を失ったとき。

(5) 前4号に掲げるもののほか、乙がこの契約に違反したとき。

(6) 天災その他甲乙双方の責めに帰することができない理由により、業務を継続することができないと甲が認めたとき。

(7) 前各号に定めるもののほか、甲が業務を継続する必要がなくなったとき。

2 乙は、前項第1号から第5号の規定に該当することによってこの契約を解除されたときは、違約金として、契約金額の年額相当額（契約解除前に、乙がすでに履行した業務及び第19条の規定により連帯保証人がすでに履行した業務並びに甲が第18条第2項及び第20条の2第2項の規定により行った違約金請求の対象とした業務に係る金額を除く。）の100分の5に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 甲は、第1項第7号の規定に該当することによって、同項の規定により、この契約を解除するときは、第1項本文の規定にかかわらず、乙に対し、解除しようとする日の1月以上前に書面をもってその旨を通知するものとする。

4 甲は、第1項各号に掲げる場合のほか、翌年度以降の甲の予算において、乙に支払うべき代金のための予算が減額され、又は削除されたときは、この契約を解除することができる。

5 第1項第6号又は第7号の規定に該当する場合及び前項の規定によりこの契約を解除したときは、甲乙双方とも相手方に対し損害の賠償を求めないものとする。

第20条の2 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対し書面をもって通告することにより、この契約を解除することができる。

(1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。）が集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うことを助長するおそれがある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団関係者が顧問に就任するなど事実上、経営に参加していると認められるとき。

(3) 役員等が業務に関し、不正に財産上の利益を得るため、又は債務の履行を強要するために暴力団関係者を使用したと認められるとき。

(4) 役員等がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 第5条の規定により第三者に委任し、又は請け負わせようとするときの契約にあたり、その相手方が第1号から第5号に規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

2 乙は、前項の規定によりこの契約が解除されたときは、違約金として契約金額の年額相当額の100分の5に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(乙の契約解除権)

第21条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、書面をもって甲に通告することによって、この契約を解除することができるものとする。この場合において、甲が未払いとなっている契約代金があるときは、乙の甲に対する当該契約代金及びこれに係る遅延利息の請求を妨げない。

(契約内容の変更等)

第22条 一般的な経済情勢の変動に基づく物価等の変動により作業材料及び労務賃金等に増減を生じた場合であっても、契約金及び業務仕様の内容（以下「契約金額等」という。）は変更しないものとする。ただし、予期することのできない非常の事態が生じたため、契約金額等を変更しないことが著しく不相当であると認められるときは、甲乙協議の上、これを変更することができるものとする。

2 甲は、履行場所の増改築、改修その他の工事を実施する場合等、自己が必要と認めるときは、乙に書面で通知することにより、業務仕様の内容の一部を変更し、又は業務を一時中止することができるものとする。この場合において、契約金額等を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができるものとする。

(疑義等の決定)

第23条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(別表)

## 費用負担区分

業務委託契約第14条2項による経費の負担区分は、次のとおりとする。

区 分	甲の負担	乙の負担
施設管理業務	■設備の基本的修理及び取り替えを必要とする機器・材料費	■保守点検、整備上必要な測定器、携帯工具類及び諸材料費
清掃業務	■管理上必要な場所(器材置き場等) ■トイレトペーパー、手洗い石鹼液	■床洗浄機、ワックス、モップ等、その他清掃に使用する資機材

(別紙)

契 約 代 金 内 訳 書

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
4 月			
5 月			
6 月			
7 月			
8 月			
9 月			
10 月			
11 月			
12 月			
1 月			
2 月			
3 月			
計			